

北野小学校 いじめ防止基本方針（抜粋）

この「北野小学校 いじめ防止基本方針」は、全7ページから保護者の方々に関係する箇所を抜粋し、編集し直したものです。全ページをご覧になりたい方は、教頭まで連絡ください。

1 いじめ防止に向けた教師の心構え

- 「いじめを解決できるのは教師だけである」「いじめを見逃さない」という自覚を教師自身が常に明確にもつ。
- 「全児童に、心の居場所のある素晴らしいクラス」・「仲間とつながりのある授業のあるクラス」づくりを目指すことにより、「いじめを許さないクラス」「いじめを見かけたら注意し合えるクラス」を築いていく。
- いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を示し、児童から目を離さないようにする。
- 児童の些細な変化に気付いたら、教師は積極的に声をかけ、児童が何でも気軽に相談できる雰囲気作りに心掛ける。また、児童一人一人と話し合う機会をできるだけ多くもち、児童自身も危機を回避するためにどうすればよいか考えられるよう支援する。
- いじめに対する教師の認識を高める現職研修を実施し、事前事後の対応まで綿密に打ち合せた上で定期的にいじめ調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 定期的ないじめ調査から、いじめにつながる事案が浮かび上がってきた場合は、でき得る限り速やかに、関係児童との面接方法や関係保護者との連携方法を工夫し、真相の究明から事後の指導まで徹底して行い、問題の早期全面解決を目指す。
- 登下校時の様子についても、通学団会を頻繁に実施し、実態把握に努め、保護者や地域の方々からの報告に即時誠実に対応しながら未然防止・早期解決に努める。

2 いじめ防止に向けた具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア 児童の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないようにする。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 生活アンケートや教育相談を定期的に実施し（年6回）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行する等、複数で対応する。

「児童への対応」

- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ・児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

「保護者への対応」

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に学校で安心して生活できるようにすることを約束すると共に、具体的な対応については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生活指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

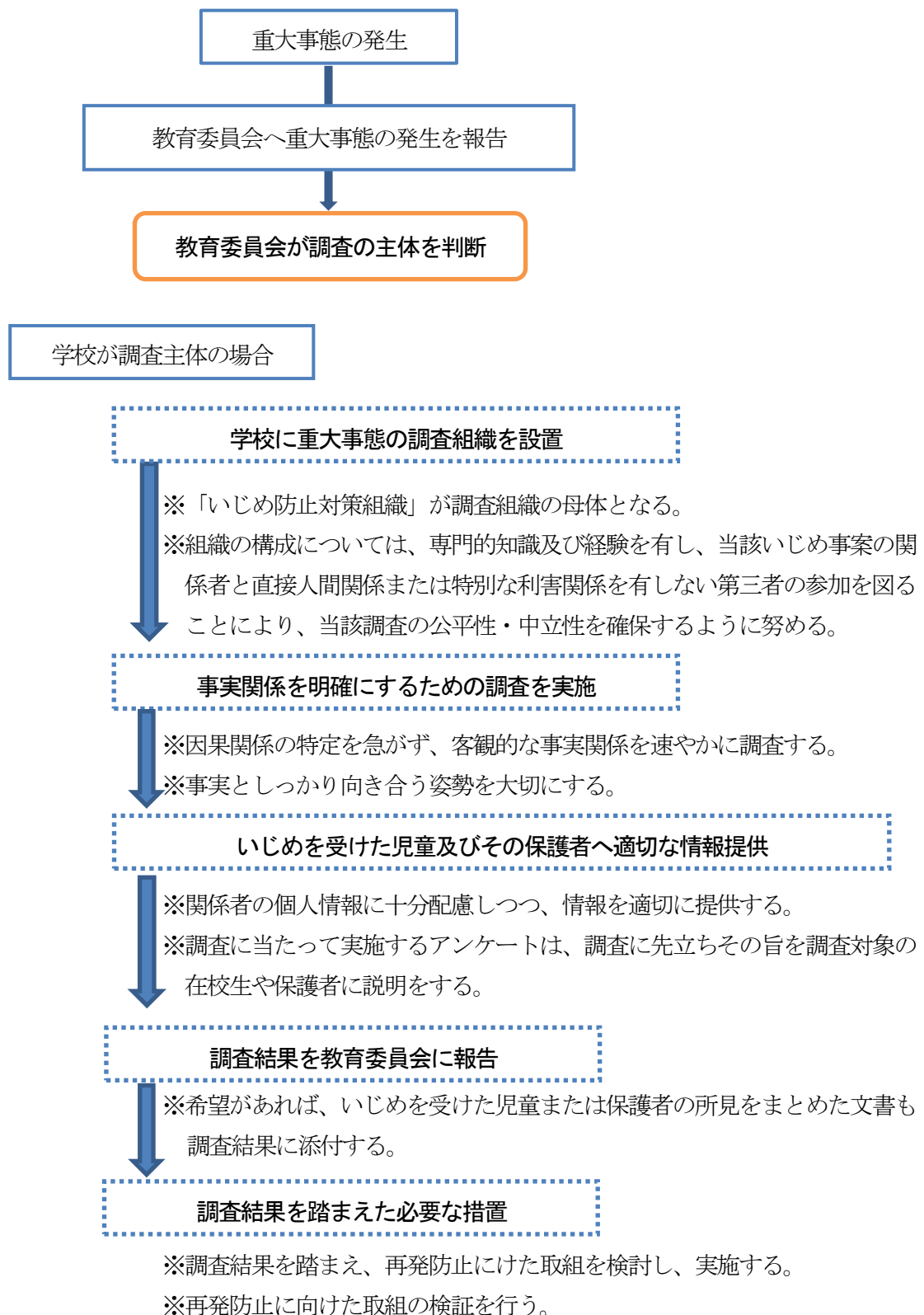
4 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】



＜年間計画＞

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○SCについて児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○情報モラル講演会	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の配付・説明 ○学校運営協議会 ○授業参観 ○個別懇談会（希望制）
5月		○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○「生活アンケート」の実施	○学校運営協議会への授業公開 ○学区運動会 ○米作りで地域住民との交流
6月		○いじめ・長期欠席・生徒指導対策委員会の開催	○情報モラル指導（ネットモラル） ○学校保健委員会	○「北野小学校いじめ防止基本方針（抜粋）」の周知
7月			○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート（いじめに関わる情報を含む） ○守るんデー
8月	A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	○情報共有・対応協議	○部活動選手激励会	
9月			○身体測定	○授業参観
10月		○現職研修②「ケーススタディ」	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○児童との意見交換
11月		○情報共有・対応協議	○「心のアンケート」の実施 ○WebQUの実施	○学校運営協議会への学校行事公開
12月	C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	○いじめ・長期欠席・生徒指導対策委員会の開催	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート（いじめに関わる情報を含む） ○学校運営協議会への授業公開 ○守るんデー
1月		○昔遊びの会 ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○学校運営協議会
2月		○いじめ・長期欠席・生徒指導対策委員会の開催	○持久走大会 ○感謝の会	○「心のアンケート」の実施
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間
通年	Pへ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○道徳教育、体験活動の充実 ○集会における校長講話 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○職員会議の後の情報交換
				○あいさつりレー ○読み聞かせ

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。